

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第46条第11号中「には」を「における」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設に係る従業者の配置及び設備に関する基準については、改正後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

指定福祉型障害児入所施設の指定を受けている指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスと指定入所支援を一体的に提供している場合における従業者の配置及び設備に関する基準の特例を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（略）

（略）